

## 令和5年第7回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和5年11月24日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和5年11月24日	午前10時00分
	閉 会	令和5年11月24日	午前10時54分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 12 名                      欠 席 1 名                      欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	欠
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	出
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

14番	具志堅 勉	1 番	仲 程 清
-----	-------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	教 育 長	喜 納 すえ子
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	住 民 生 活 統 括 監 兼 総 務 課 長	仲宗根 章
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	建 設 課 長	渡久地 要

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	屋富祖 良 美	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	---------	---------	-------

# 議 事 日 程

11月24日（月） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第59号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第60号	令和5年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
5	議案第61号	令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
6	議案第62号	令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
7	議案第63号	令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
8	議案第64号	令和5年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
9	議案第65号	議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について〈満名橋整備工事（A1橋台）〉 (議案説明・審議・採決)

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和5年第7回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番 具志堅 勉議員及び1番 仲程 清議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月24日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日11月24日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第59号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。議員各位の皆様方、間もなく12月、師走に差しかわろうとしております。体調管理をしっかりとしながら、また忘年会もいっぱいあるでしょうから、議員活動をよろしくお願ひいたします。なお、本日から離島フェアがありまして、副町長は離島フェアのほうに、オープニングセレモニーに参画しております。

それでは第7回の本部町議会臨時会におきまして、7件の議案を提出してございますので、議案を提案いたします。議案の内訳でございますけれども、条例の一部改正議案が1件、令和5年補正予算議案が5件、工事請負変更契約に関する議案が1件となっております。説明などに当たりましては、担当統括監及び担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ **議長 松川秀清** 住民生活統括監兼総務課長。

○ **住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章** 議案第59号を説明いたします。

議案第59号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年11月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定等に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

改正内容につきましては、参考資料のほうで説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。議案第59号参考資料でございます。今回は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。国の人事院の勧告がございました。そして県の人事委員会の勧告もございました。それぞれの勧告でございますが、内容が同一のものになっております。内容が変わる場合は、県の人事委員会の勧告に基づきます。今回は同じですので、同じ改正の内容になります。本町は、

今回3点の改定を提案させていただいております。まず1番の(1)沖縄県人事委員会に基づく給料表の改定でございますが、こちらは引上げの勧告が出ております。民間との間に差があることを踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置き、格差解消をするため給与を平均3,869円、平均改定率1.1%引き上げるものでございます。そして2点目に、勤勉手当の改定。民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給月数を0.10月分引上げ、期末勤勉手当の年間支給月を4.50に改定するものでございます。

次のページをお願いいたします。3点目でございます。(3)期末手当並びに勤勉手当に係る加算割合。県内市町村の期末手当並びに勤勉手当の格差解消のため、加算割合を改定するものでございます。現行、職務の級、3級の職員、これは主任主事の職員でございます。現在加算割合がありません。勤勉手当に加算する割合がありません。それを今年、3級の職員の加算割合を100分の5に引き上げるものでございます。そして職務の級の4級、これは班長職でございます。加算割合が現在100分の7を100分の7.5に引き上げるものでございます。その3点の影響額を示しております。3番、条例改正後の影響額でございます。(1)給料表の改正による給料への影響額。こちらは職員145人中全員、145人が対象になります。年間、トータルしますと705万8,020円の引上げ、1人当たり4万8,676円の引上げになります。そして2点目の勤勉手当の支給月数の改正による影響額。こちら145人中全員が対象になりまして481万6,951円、年間のトータルでございます。そして1人当たり、年間ですが3万3,220円の引上げ。3点目の期末手当並びに勤勉手当に係る加算割合の改正による影響額でございますが、勤勉手当、3級の職員48人おりますが、全員対象になりまして、年間83万6,633円の引上げ、1人当たり1万7,429円引上げ。4級が33人全員対象になりまして11万8,524円の引上げ、1人当たりだと3,591円。期末手当でございますが、3級は48名で103万5,009円、1人当たり2万1,562円の引上げ。4級職員は33名、14万2,587円の年間の引上げで、1人当たり4,320円の引上げになりまして、以上の3点のトータルをいたしますと1,400万7,724円、約1,400万円余りの年間の引上げとなるものでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第59号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第60号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 議案第60号でございます。

議案第60号 令和5年度本部町一般会計補正予算について。令和5年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年11月24日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。3枚目でございます。令和5年度本部町一般会計補正予算。令和5年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,395万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ107億7,693万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

今回は減額の補正でございます。主な内容でございますが、2点ございます。1点目は、先ほど59号の議案を提案いたしました職員の給与改定に係る一般会計の分の給与の増額分を、それぞれ款項目に振り分けまして増額をしているものでございます。

事項別明細書の34ページ、35ページをお願いいたします。8款の土木費、1目都市計画費、2目の公共下水道事業費でございますが、今回、補正予算では、給与の面は増額補正しておりますが、繰出金の減額補正が大きかったため、今回、全体では減額の補正予算になっております。35ページの一番下、公共下水道特別会計繰出金3,007万3,000円でございますが、こちらは公共下水道特別会計でも説明がございましたけれども、一般会計から公共下水道特別会計に繰り出しをしている、この繰出金の減額でございます。下水道使用料の年間収入を当初で見込みますが、当初の見込みよりも約2,600万円ほど収入が増加する見込みでございます。その増加する分は、一般会計の繰り出しがその分減額されるというシステムでございますが、それに加えて消費税の支払いでございますが、当初である一定程度試算をして見込みますが、こちらは約400万円減額になる見込みでございます。収入は増える、支出は減るということで、一般会計からは合計3,000万円余りの繰り出しの必要がなくなったということで、一般会計に返してもらうということになりまして、3,000万円余り減額しているところでございます。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 令和5年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第61号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 議案第61号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年11月24日提出、本部町長 平良武康。

1 ページめくります。令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)になります。令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,087万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和5年11月24日、本部町長 平良武康。

ページを2ページほどめくってください。今回の補正につきましては、先ほど議案第59号にありました職員の給与等の改定に伴う補正になっております。歳入歳出予算事項別明細書の1ページの歳出のほうから説明します。1款総務費、一般管理費、職員等の給与に関する補正でございます。86万4,000円の補正となります。それに伴って、歳入のほうの10款繰入金と同額86万4,000円の補正という形になっております。以上、説明を終わらせていただきます。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 令和5年度本部町国民健康保険特別会計補正

予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第62号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 松本一也** 議案第62号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年11月24日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。同じように読み上げます。令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）になります。令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,713万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和5年11月24日、本部町長 平良武康。

この議案につきましても、給与改定と総務費の中で、役務費のほうの若干の補正を加えております。以上、説明いたします。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 令和5年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第63号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第63号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年11月24日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくり願います。令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,526万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,941万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表第1歳入歳出予算補正」による。（地方債）第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

ページをおめくりいただきまして、4枚ほどめくっていただきまして、事項別明細書のほうで説明させていただきます。事項別明細書の2ページ、3ページでございます。歳入の説明からになります。今回の補正予算は、議案第59号でありました給与の改定に伴うものと、議案第60号、一般会計補正予算のほうでも説明がありました使用料、下水道使用料の増額補正並びに本部町浄化センター基本設計に追加配分で、設計費の追加配分の決定がございましたので、県補助金としてつけ加えております。

上段のほうから説明させていただきます。2款1項1目下水道使用料、金額2,679万円、今年4月から9月の下水道使用料の収入につきまして、観光客の順調な増加により営業用の使用料のほうが増収になっております。よって、当初配分で予定しておりました下水道使用料の現年度分にかかる部分を2,679万円増額としております。

次、下の段、2ページ、3ページの次の段、4款2項1目土木費補助金となっております。下水道補助金の県補助金の分になります。対象は本部町浄化センター実施設計業務に係る補助金となっております。

詳細を説明いたします。現在の浄化センターの機能維持分、今ある能力分、日当たり4,800トンの処理能力と、大型ホテルや今後の営業用等の施設の増加を見込みました機能増強分、日当たり3,200立米の合計処理能力、日当たり8,000立米に係る実施設計に係る業務となっております。令和5年度の当初予算編成時、令和5年12月時点では、県は本町の要望する金額を全額配分することが困難とのことで、下水道補助金については1,900万円の内示がなされ、それを当初予算計上しておりました。その後も県と調整を行ってございまして、今回、機能増設分3,600立米、日当たりに係る実施設計分に関して追加の配分がございましたので計上をしております。補助率は事業費の60%となっております。次の欄、5款1項1目一般会計繰入金、これは先ほど議案第60号、一般会計補正予算でありましたものと同じ説明になります。上下水道料の増額補正及びに、その他歳入歳出の増減に合わせて、一般会計から繰入れされる部分を減額しているものとなっております。一番下の欄にまいります。8款1項1目下水道事業債1,140万円、こちらは先に説明しました浄化センター実施設計の追加配分に係る裏負担分の起債の費用となっております。

次のページ、4ページ、5ページをお願いいたします。こちらから歳出になります。歳出のほうでは一般管理費の26節公課費、5ページです。消費税のほうでマイナスとなっておりますが、8月に税の確定申告を行っております。その金額に合わせて支払金額が確定しましたので減額を行っております。



次のページ、6ページ、7ページ、8ページ、給与に伴うところは説明を省かせていただきます。

9ページ目、一番下の委託料2,893万7,000円、こちらが先ほど歳入で説明しました追加配分のあった歳出の項目になります。以上、議案第63号の説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第63号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 令和5年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第64号 令和5年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 議案第64号を説明いたします。

議案第64号 令和5年度本部町水道事業会計補正予算について。令和5年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年11月24日提出、本部町長 平良武康。

ページを1枚おめくり願います。令和5年度本部町水道事業会計補正予算。(総則)第1条、令和5年度本部町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。収入、第1項、営業収益、補正額4,212万8,000円。下の欄に移ります。支出、第1項、営業費用、補正額2,232万5,000円。第4項、予備費、補正額1,907万8,000円。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。職員給与費、補正額95万5,000円となっております。

ページをお開きいただきまして、3ページ、4ページ、実施計画明細書のほうで歳入歳出を説明いたします。3ページ、4ページ、収益的収入及び支出、うち収入の分になります。1款1項1目給水収益、補正額4,212万8,000円。先ほど下水道補正でも説明したものと同一理由にはなるのですが、今年4月から9月の水道使用料について、観光客の順調な増加により営業用の使用料が増収になっております。よって、当初予定していた水道使用料現年度分を増額補正としており

ます。

次のページ、支出の部の説明になります。5ページ、6ページをお開き願います。給与等の説明については省略させていただきます。まず6ページ、中段辺りにございますが、25節の委託料、設計委託料業務として322万円を計上しております。内容と内訳に関しましては、今後整備が進んでいきます健堅本部落線、または上本部学園線に順次上水道配管を布設するために、予算要求を今後行いたいと思っています。それに係る予備の設計、実施設計を行うために健堅本部落線が180メートル、上本部学園線360メートルの費用を組んでおります。合わせてもう1か所、谷茶渡久地線。谷茶渡久地線と申しますのは、市場のすぐそばに下水道ポンプ場がございますが、それを起点にしますと、谷茶公園方面に向けて老朽した管が入っていることが今判明しております。漏水対策の一環として順次取替え、これは修理ではなく取替えに進んでいきたいと考えております。その費用料、3件分を合わせて322万円となっております。次、すぐその下の欄、28節の修繕費1,815万円、その他修繕費の説明になりますが、先にお配りしております資料の議案第64号参考資料①と書かれたものの修繕費になります。水納島調整池鋼製階段の修理修繕費として計上しております。37トンのタンクが学校の上の高台にございます。それに登って作業をするための、職員が上るための鋼製階段が11.5メートルございますが、20年以上前に一度補修されたものでありまして、今回腐食が非常に進んでおりますので、その腐食を取り除くため、健全な階段とするために修繕費の補正予算を組んでおります。次に下の欄に下りていきまして予備費、金額1,907万8,000円の説明となります。裏の資料、裏側のページ、参考資料②という資料がございます。位置図、一番上段にございますが、水納島と瀬底島間4.3キロの海底送水管で結ばれ水が供給されております。その中で、今年台風6号が過ぎた後から、徐々に徐々に水の漏れを確認することができております。独自で調査を行いまして、一旦漏水箇所の特定制とその部分の修繕を終えておりまして、作業は終わっておりますが緊急な対応であったため、907万8,000円を予備費から流用し増額対応しておりました。それに当たる900万7,800円は支出増した予備費を積み増すという形になっております。さらに追加でございますが、今回の漏水箇所は一点で止めることができましたが、管の状況を見ますと老朽管であることと、リーフ内は非常に老朽化が進んでいる箇所もまだ少し見られます。それらの箇所がまた同じようなことになると、1回当たり約1,000万円前後の金額がかかるということを想定しまして、大規模な補修対策費用としてさらに1,000万円の追加をし、今回1,907万8,000円の予備費を増額しているものであります。以上、議案第64号の説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 水納島の鋼製階段の件について質疑します。これは造ってから何年ぐらいになるのかということと、これはやはり塩害でさびするということを考えたときに、また同じ工法だったら、もちがどうしてもさびするので、セメント工でやったほうがいいのではないかと思います。これはまたいつ頃造られたのか。お願いします。

○ 議長 松川秀清 上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 10番、崎浜議員に説明いたします。

鋼製階段の築造年月日はタンクが造られた年と同じになりまして、昭和55年の建設になっております。43年が経過しておりまして、その途中、現在から約20年程度前に一度大がかりな補修が入っているというものになっております。2点目の質疑にございますセメント製、いわゆるコンクリート製、RC造ということであるとは思いますが、今もともとあるタンクのほうも同じ年数を経過しておりまして、これに新たな費用をかけてコンクリート製の階段を造ると、鋼製と比較しますと、やはり非常に高価なものとなります。今回、議員の質疑にもありますとおり、塩害の腐食が非常に大きいのですので、今回直すばかりではなくて、塩害対策の特殊な塗料の塗装までを考えて対応していきたいと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第64号 令和5年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 令和5年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第65号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 渡久地 要** 議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について。令和5年第5回本部町議会の議案第37号の議決を経て工事請負契約を締結した満名橋整備工事(A1橋台)について、下記のとおり契約内容の一部を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

契約金額を6,171万円から6,701万5,300円へ変更すること。令和5年11月24日提出、本部町長平良武康。

提案理由、工事の変更設計に伴う変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

資料としてページを2枚ほどめくりまして、A3の図面を添付しておりますが、この図面を見ながら説明させていただきます。工事場所は字並里で、県道84号線から並里集落到架かる満名橋の架け替えの施工箇所となっております。請負金額につきましては、当初契約額6,171万円から530万5,300円の増額となる6,701万5,300円としたいと考えております。

ちょっと戻りますけれども、1枚戻りまして、資料として変更箇所対照表を添付しております。変更内容につきましては、仮設土留工、仮締切工、付帯工及び共通仮設費内の運搬費などの変更設計による増額となります。工期につきましては、主要な工種の変更がないため、当初工期のとおり令和6年2月28日完了予定となっております。請負業者は沖建合資会社となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 少しお伺いしたいのですが、まずはこれ、たしか、第5回本部町議会というのは、6月議会ぐらいに提案されたものだと思うのですが、定かではないのですが、それぐらいだと考えていますけれども、なぜ変更が出たのかをまず教えてもらいたい。今の説明で、変更箇所対照表の説明をされても、なぜ、こういった理由で変更になったのか。この運搬距離が10キロから60キロになっていますけれども、これなどの説明もしてもらいたいです。そこら辺、もう少し詳しく、課長、説明していただけますか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

変更理由、なぜ変更が出てきたかというところ、入札が終わって契約した後、業者が施工前の測量等に入って、調査等に入った後、または資材等の発注に係る等の準備にかかった後に、変更の必要性が出てきたところがあったために変更となっております。また関連しますけれども、なぜ運搬費が変わったのかというところですが、運搬費、当初10キロ圏内から、60キロ圏内へ変わったと摘要に書かれておりますけれども、私たち、当初設計積算時に、積算時の考え方として仮設材というのが締切りに使われる鋼矢板のことなのですが、鋼矢板が業者資材ヤード、これが名護の資材ヤードでの受渡し条件になっていたものが、これがうるま市の業者ヤードでの受渡しに変更になったため、運搬距離の変更が生じております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 契約した後に、何らかの理由で変更になるのはどうしようもない理由であればしょうがないかと思うのですが、これは入札前に、建設課として、もう少し詳細に詰められなかったのかどうか。見積りが甘いと言わざるを得ないと思うのですが、これは、建設課としては、今回はどうしようもない、適切なものだったのかというのをもう少し説明していただけますか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

今、喜納議員のご指摘のあった確認が足りなかったのではないかという点についてですけれど

も、議員おっしゃるとおり、私たちの発注前のチェックが足りない点もございました。さらに業者等のヤードの変更についても、私たちの発注時期のずれ等によって、業者の都合が変わった点もありましたので、その辺の確認の不足等もあったと思います。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 建設課の業務の多忙さは、私はしみじみ分かっているつもりでありますので、大事な工事でありますので、しっかりと進めていただきたいのですが、今後もこういった、我々もただ議会で通しているわけではないので、しっかりとしていただきたい。一回通したものを、いきなり変更設計されても、我々のあの議決は何だったのかという、議会としての責任も問われるので、そこら辺はもう少ししっかり、今後やっていただければと思うのですが、町長から、最後に一言いただけますか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 工事関連については、これまでもそうですけれども、請負の契約後に、何らかのことによって、当初予期しなかったようなことが起こったりして、度々変更になったりもします。できるだけそのようなことがないように、当初でしっかりとチェックするということは当然のことです。そういうこととさせていただきます。我々、再度その辺、工事発注に当たっては、急ぐ中でもまたチェック機能を強化しながら、事業が遂行するようにしなければいけないと、このように思っております。しっかりとその辺は、職員一丸となって工事発注についての詳細なチェック機能を強化しながら、円滑に業務が進むようにしていきたいと、このように考えるところでございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第65号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和5年第7回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第7回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前10時54分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 具志堅 勉

本部町議会議員 仲 程 清